

## **居宅介護支援サービス 重要事項説明書**

この居宅介護支援サービス重要事項説明書は、株式会社ムサシノ介護が開設するムサシノ居宅介護が居宅介護支援サービスを提供するにあたり、ご利用者様およびご家族様等（以下ご利用者様等）がサービスを選択するにあたり、事業所の運営規定の概要、勤務体制等の重要事項を説明させていただくものとなります。

### **第1条 居宅介護支援サービスの目的**

ムサシノ居宅介護は、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行います。

### **第2条 居宅介護支援サービスの方針**

ムサシノ居宅介護は、以下に掲げる基本方針に基づいて居宅介護支援を運営いたします。

- (1)ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2)ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3)ご利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定居宅サービス等が特定の種類又は事業者等に不当に偏らないよう、公正中立に行います。
- (4)市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めます。
- (5)ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を行います。
- (6)居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行います。

### **第3条 居宅介護支援サービスの具体的方針**

ムサシノ居宅介護は、以下に掲げる基本方針に基づいて居宅介護支援を実施いたします。

- (1)要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- (2)自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (3)「居宅介護支援サービスの具体的方針」は、居宅介護支援基準条例第 16 条を踏まえて実施いたします。

- ・居宅サービス計画の作成に関する業務は介護支援専門員が行います。
- ・サービスの提供方法について、利用者または家族へ丁寧に説明いたします。
- ・自立した日常生活の支援を効果的に行うため、ご利用者様の心身の状態やご家族様等の状況等に応じて、継続的かつ計画的にサービスが提供されるよう配慮いたします。また、必要性に乏しい居宅サービス等の利用を助長するようなことがないように配慮いたします。
- ・ご利用者様の希望や課題分析の結果に基づき、居宅サービス等の介護給付等対象サービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も居宅サービス計画に位置付けるよう努めます。
- ・地域の居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者様等に対して提供いたします。
- ・居宅サービス計画の作成に先立ち、適切な方法により、ご利用者様の有する能力や置かれている環境等を評価し、ご利用者様が現に抱える問題点を明らかにし、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（以下、アセスメント）いたします。課題分析については、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われることがないように配慮いたします。

・アセスメントはご利用者様の居宅を訪問し、ご利用者様等に面接して行います。ご利用者様が入院中である場合等を除き、必ず居宅を訪問して行います。ご利用者様およびご家族様等に対して、面接の趣旨等を十分に説明し、理解を得られるよう配慮いたします。

・ご利用者様の希望およびアセスメントの結果等に基づき、課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせを検討し、次の内容を記載した居宅サービス計画の原案を作成いたします。

- (1) 利用者および家族の生活に対する意向
- (2) 総合的な援助の方針
- (3) 生活全般の解決すべき課題
- (4) 提供されるサービスの目標およびその達成時期
- (5) サービスの種類
- (6) サービスの内容
- (7) サービスの利用料
- (8) サービスを提供する上での留意事項

・サービス担当者会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うこと（ご利用者様が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該ご利用者様等の同意を得た場合に限り）が可能です。）を開催し、ご利用者様の状況等に関する情報を担当者と共に、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めます。また、サービス担当者会議の要点等については、記録いたします。

サービス担当者会議はご利用者様等の参加が基本となりますが、ご利用者様等の置かれる状況より参加が望ましくない場合もあります。また、やむを得ない理由がある場合には、担当者に照会等により意見を求めることができますが、その際にも情報交換を緊密に行い、利用者の状況や居宅サービス計画の原案の内容を共有できるようにし、照会内容についても記録いたします。

・居宅サービス計画の原案の内容について、ご利用者様等に説明し、文書等により同意を得るようにいたします。また同意を得た居宅サービス計画はご利用者様等、および各担当者に交付いたします。

・居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等のうち、訪問介護等のサービス事業者に各個別サービス計画の提出を求めます。なお、提出を求めた個別サービス計画については、居宅サービス計画との連動性や整合性を確認いたします。

・居宅サービス計画の実施状況の把握（ご利用者様等についての継続的なアセスメントを含みます。以下、モニタリング）を行い、解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて、居宅サービス計画の変更や居宅サービス事業者等との連絡調整等を行います。

・居宅サービス事業者等からご利用者様の情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときには、ご利用者様等の同意を得た上で服薬状況や口腔機能等の情報を主治医等に提供いたします。

・特段の事情がある場合を除き、1月に1回以上はご利用者様の居宅で面接を行い、1月に1回以上はモニタリングの結果を記録いたします。

・次の場合にはサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

- (a) 要介護更新認定を受けた場合
- (b) 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

・ご利用者様が居宅での日常生活を営むことが困難となった場合や、ご利用者様等が介護保険施設への入所等を希望する際には、主治医の意見を求める等し、介護保険施設への紹介等いたします。

・介護保険施設から退所等する方から依頼があつた場合には、円滑に居宅での生活へ移行できるよう、介護保険施設の従業者等から情報を収集する等し、居宅サービス計画を作成する等の援助を行います。

・居宅サービス計画に次の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載し、保険者へ提出いたします。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 要介護 1 | 1 月につき 27 回 |
| 要介護 2 | 1 月につき 34 回 |
| 要介護 3 | 1 月につき 43 回 |
| 要介護 4 | 1 月につき 38 回 |
| 要介護 5 | 1 月につき 31 回 |

・事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費および特例地域密着型介護サービス費（以下この項目において「サービス費」という。）の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合および訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合等が規則で定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあったときには、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、居宅サービス計画を保健者に届け出ます。

・ご利用者様等が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、ご利用者様等の同意を得た上で主治医の意見を求め、指示を受けます。また作成した居宅サービス計画は主治医に交付いたします。また医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合で、主治医等から医学的観点の留意事項が示されている際には、その内容を尊重いたします。

・短期入所生活介護または短期入所療養介護を居宅サービス計画に位置付ける場合には、居宅での自立した日常生活の維持に十分に配慮いたします。また、心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合以外は、短期入所生活介護または短期入所療養介護の利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにいたします。

・福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載いたします。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を利用する必要性について検証し、継続利用する場合には、その理由を居宅サービス計画に記載いたします。

・福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載いたします。

・被保険者証に認定審査会の意見や居宅サービス等の種類についての記載がある場合には、ご利用者様等にその趣旨を説明し、その内容に沿って居宅サービス計画を作成いたします。

・ご利用者様が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者から情報を提供する等し連携をするようにして下さい。

・介護予防支援事業者から業務の委託を受ける場合には、その業務量を勘案し、居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮いたします。

・法第 115 条の 48 第 1 項に規定の会議（地域ケア会議）から、ご利用者様に関する資料の提供または情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置づけに基づき協力いたします。

#### 第4条 居宅介護支援サービスの手順

ムサシノ居宅介護は、第3条の「居宅介護支援サービスの具体的方針」に基づき、以下の流れでサービスを提供いたします。

- (1)被保険者証の確認
- (2)重要事項説明書による説明、同意
- (3)契約の締結
- (4)課題分析の実施
- (5)居宅サービス計画原案の作成
- (6)サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- (7)居宅サービス計画の説明・同意および交付
- (8)サービス事業者に対する個別サービス計画の提出依頼
- (9)居宅サービス計画の実施状況等の把握および評価等
- (10)居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- (11)居宅サービス計画の変更

#### 第5条 法人概要

|           |   |                                  |
|-----------|---|----------------------------------|
| (1)法人名称   | : | 株式会社ムサシノ介護                       |
| (2)法人所在地  | : | 東京都西多摩郡瑞穂町南平2-53-11              |
| (3)代表電話番号 | : | 042-579-1188 (Fax. 042-578-8775) |
| (4)代表者氏名  | : | 松尾 武彦                            |
| (5)設立年月日  | : | 平成23年 3月15日                      |

## 第6条 居宅介護支援サービスを提供するムサシノ居宅介護概要

- (1)事業所名称 : ムサシノ居宅介護  
(2)介護保険指定 : 1374901468  
事業所番号  
(3)事業所所在地 : 東京都武蔵村山市中原2-3-9-H  
(4)事業所電話番号 : 042-569-7221  
(5)管理者氏名 : 岩田 尚徳  
(6)通常の事業の実施地域

(全域) 武蔵村山市、西多摩郡瑞穂町、昭島市  
(一部地域) 立川市、青梅市、あきる野市、東大和市、福生市、羽村市

- (7)営業日 : 月曜日 から 金曜日  
※祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- (8)営業時間 : 8:00 から 18:00  
※営業時間内での介護支援専門員交代制

- (9)従業者体制 ※ 令和8年 6月 11日 現在

|         | 常勤 | 非常勤 | 計 | 有する資格、兼務の有無   |
|---------|----|-----|---|---------------|
| 管理者     | 1  |     | 1 | 主任介護支援専門員 兼務有 |
| 介護支援専門員 | 3  |     | 3 | 介護支援専門員       |
| 事務職員    | 1  |     | 1 | ムサシノ介護用品と兼務   |

- (10)従業者の責務等

・管理者は、ムサシノ居宅介護の介護支援専門員その他従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。またムサシノ居宅介護の介護支援専門員その他従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅介護支援等の事業の人員に関する基準、市区町村が条例で定める基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

・介護支援専門員は、ご利用者様等からの相談を受け、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス計画を作成すると共に円滑なサービスの利用に資するよう、市区町村、指定居宅サービス事業所、医療機関および介護保険施設等との密接な連携を図る。

## 第7条 居宅介護支援サービスの提供に関する留意事項

- (1)ムサシノ居宅介護では、ご利用者様等の通帳、キャッシュカード、クレジットカード、健康保険証、印鑑、その他有価証券等をお預かりすることはできません。
- (2)ムサシノ居宅介護では、(1)の保管されている場所をお伺いすることはいたしません。
- (3)ムサシノ居宅介護では、銀行等での出入金、振込み等の代行はいたしません。
- (4)ムサシノ居宅介護では、従業者個人によるご利用者様等との金銭の貸し借りを一切行いません。
- (5)ムサシノ居宅介護では、従業者個人の住所や電話番号等はお知らせいたしません。
- (6)居宅においてペットを飼われている場合、訪問前に柵に入れる、別室に移す等配慮をお願いします。ペットによりムサシノ居宅介護の従業者に損害が生じた場合にはその損害賠償を請求される可能性があります。
- (7)居宅介護支援サービス利用中にご利用者様が病院等医療機関へ入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該入院先に伝えていただく必要が生じます。担当介護支援専門員の連絡先等について、介護保険被保険者証や健康保険証、お薬手帳等と合わせて保管をお願いします。
- (8)第7条に反して行われた行為により生じた損害については、ムサシノ居宅介護では責任を負いかねますのでご了承ください。

第8条 利用料金

居宅介護支援サービスにかかる利用料金は以下の通りです。

※ 令和8年 6月 11日 現在

居宅介護支援費（Ⅰ）

| 取扱件数          | 要介護度     | 単位数   | 地域区分    |
|---------------|----------|-------|---------|
|               |          |       | 10.42   |
| 40件未満の場合      | 要介護1・2   | 1,086 | ¥11,316 |
|               | 要介護3・4・5 | 1,411 | ¥14,703 |
| 40件以上60件未満の場合 | 要介護1・2   | 544   | ¥5,668  |
|               | 要介護3・4・5 | 704   | ¥7,336  |
| 60件以上の場合      | 要介護1・2   | 326   | ¥3,397  |
|               | 要介護3・4・5 | 422   | ¥4,397  |

居宅介護支援費（Ⅱ）

| 取扱件数          | 要介護度     | 単位数   | 地域区分    |
|---------------|----------|-------|---------|
|               |          |       | 10.42   |
| 45件未満の場合      | 要介護1・2   | 1,086 | ¥11,316 |
|               | 要介護3・4・5 | 1,411 | ¥14,703 |
| 45件以上60件未満の場合 | 要介護1・2   | 527   | ¥5,491  |
|               | 要介護3・4・5 | 683   | ¥7,117  |
| 60件以上の場合      | 要介護1・2   | 316   | ¥3,293  |
|               | 要介護3・4・5 | 410   | ¥4,272  |

●減算料金

| 減算            |               | 減算割合<br>(特定事業所集中減算に該当した場合は、基本料金から減算する額) |       |     |        |
|---------------|---------------|-----------------------------------------|-------|-----|--------|
| 運営基準減算<br>の場合 | 2ヶ月以上継続している場合 | 基本料金の50%<br>算定しない                       |       |     |        |
|               |               | 特定事業所集中減算 ※                             | 1月につき | 200 | ¥2,084 |

※特定事業所集中減算について、減算される期間は、前期（3月1日～8月末）に該当した場合、10月1日～翌年2月末まで減算。後期（9月1日～翌年2月末）に該当した場合は、翌年4月1日～9月末まで減算となります。

●加算料金

| 加算                     |                         | 単位数           | 地域区分   |
|------------------------|-------------------------|---------------|--------|
|                        |                         |               | 10.42  |
| 初回加算                   | 1月につき                   | 300           | ¥3,126 |
| 特定事業所加算（Ⅰ）             | 1月につき                   | 519           | ¥5,408 |
| 特定事業所加算（Ⅱ）             | 1月につき                   | 421           | ¥4,387 |
| 特定事業所加算（Ⅲ）             | 1月につき                   | 323           | ¥3,366 |
| 特定事業所加算（A）             | 1月につき                   | 114           | ¥1,188 |
| 特定事業所医療介護連携加算          | 1月につき                   | 125           | ¥1,303 |
| 処遇改善加算                 | 1月につき                   | 総単位数（※2）×2.1% | －      |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ）           | 1月につき                   | 250           | ¥2,605 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ）           | 1月につき                   | 200           | ¥2,084 |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ            | 入院または<br>入所期間中<br>1回を限度 | 450           | ¥4,689 |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ            |                         | 600           | ¥6,252 |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ            |                         | 600           | ¥6,252 |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ            |                         | 750           | ¥7,815 |
| 退院・退所加算（Ⅲ）             |                         | 900           | ¥9,378 |
| 通院時情報連携加算              | 1月につき                   | 50            | ¥521   |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算        | 1月に2回を限度                | 200           | ¥2,084 |
| ターミナルケアマネジメント加算        | ※                       | 400           | ¥4,168 |
| 特別地域居宅介護支援加算           |                         | 15%加算         |        |
| 中山間地域等における小規模事業所加算     |                         | 10%加算         |        |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 |                         | 5%加算          |        |

※ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合

※2 総単位数 = 前年度1～12月の介護報酬総単位数 ÷ 12

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。  
お客様ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認いただけます。

## 第9条 介護給付費の改定

厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、ムサシノ居宅介護の料金体系はその改定に準拠するものとします。

## 第10条 解約料

ご利用者様等の都合により初回居宅サービス計画作成途中で解約された場合、上記8(第8条)に記載の利用料金分を解約料としてご負担いただきます。国民健康保険団体連合会への初月の給付管理票提出完了後については、解約料はかかりません。

## 第11条 交通費

上記第6条、(6)に記載されている「通常の実施地域」にお住まいのご利用者様は無料です。それ以外の地域にお住まいのご利用者様は、「通常の実施地域」を超えた地点からご利用者様の居宅までの往復距離において交通費を負担していただきます。詳細は以下の通りです。

| 移動手段   | 負担していただく交通費 |
|--------|-------------|
| 公共交通機関 | 実費          |
| 自動車等   | 1kmあたり 20 円 |

## 第12条 サービス相談、苦情受付窓口

ムサシノ介護およびムサシノ居宅介護が提供するサービスのご利用にかかる相談窓口、苦情・要望の受付窓口は以下の通りです。

### (1)ムサシノ居宅介護

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 苦情受付担当者・解決責任者 | 岩田 尚徳           |
| 電話番号          | 042-569-7221    |
| 受付時間          | 営業日の第6条、(8)の時間内 |
| 備考            |                 |

### (2)ムサシノ介護

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 苦情受付担当者・解決責任者 | 松尾 武彦           |
| 電話番号          | 042-579-1188    |
| 受付時間          | 営業日の第6条、(8)の時間内 |
| 備考            |                 |

### (2)保険者のサービス相談窓口、苦情受付窓口

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 市区町村名 | 武蔵村山市               |
| 電話番号  | 042-590-1233        |
| 担当部署  | 健康福祉部 高齢福祉課 介護認定給付係 |
| 備考    |                     |

### (2)保険者のサービス相談窓口、苦情受付窓口

|      |                |
|------|----------------|
| 名称   | 東京都国民健康保険団体連合会 |
| 電話番号 | 03-6238-0177   |
| 担当部署 | 介護保険部 相談指導課    |
| 備考   |                |

### 第13条 苦情を受けた場合の対応

ムサシノ居宅介護は、ご利用者様等に対し提供した居宅介護支援サービスにおいて、または居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスにかかる苦情を受付した場合、以下の通り対応いたします。

- (1)苦情の受付、内容の確認
- (2)苦情解決責任者へ報告
- (3)苦情解決に向けたご利用者様等への対応の説明および実施
- (4)再発防止、改善にかかる対応の検討および実施
- (5)ご利用者様等への対応に関する結果の報告
- (6)苦情解決責任者への最終報告

### 第14条 事故発生時の対応手順

ムサシノ居宅介護は、居宅介護支援サービス提供中に事故が発生した場合には、あらかじめ確認させていただいているご家族様等の連絡先へ連絡し、以下の基本手順に沿って対応いたします。ご利用者様等からご連絡をいただく場合は第6条に記載するムサシノ居宅介護の連絡先へお願いいたします。

- (1)ご利用者様の安全確保
- (2)事故発生状況および事故内容の確認
- (3)サービス事業所の責任者への連絡
- (4)ご家族様等(必要な場合は市区町村)への連絡
- (5)事故解決に向けた対応の実施
- (6)事故発生原因の解明および再発防止措置の実施
- (7)ご利用者様等への事故解決経過および結果の報告
- (8)サービス事業所の責任者(必要な場合市区町村)への最終報告

### 第15条 損害賠償

1.ムサシノ居宅介護は、ご利用者様等に対する居宅介護支援サービスの提供にあたって、ムサシノ居宅介護の責めに帰すべき事由によりご利用者様等の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合には、責任相当範囲内においてその賠償をいたします。

2.ご利用者様等に過失がある場合は、ムサシノ居宅介護は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。またご利用者様等がご利用者様等の責めに帰すべき事由によりムサシノ居宅介護の従業員の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

3.物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。修理または復元が不可能な場合は、原則として該当する物品の購入価格或使用年数、耐用年数を考慮し算出した額をその賠償範囲とします。そのため、購入から長期間経過した物品に関しては賠償をいたしかねることがあることをご承知ください。

### 第16条 虐待の防止

ムサシノ居宅介護は、虐待の発生またはその再発を防止するためその対策を事業所内において定期的に検討し、結果を周知してまいります。また虐待防止にかかるマニュアルを作成し、従業員に対し定期的に研修を実施してまいります。

### 第17条 業務継続計画(BCP)の策定等

ムサシノ居宅介護は、感染症や非常災害の発生時においてご利用者様等への居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施するための計画、ならびに非常時における早期の業務再開を図るための業務継続計画(以下「BCP」という)を策定し、当該BCPに従い必要な対応を実施します。またBCPについて従業員に随時周知すると共に必要に応じ研修や訓練を行います。BCPは定期的に見直しを行い、必要に応じて変更いたします。

## 第18条 感染症予防および蔓延防止のための措置

ムサシノ居宅介護はその従業者の清潔保持および健康状態の管理、事業所の設備や備品等について衛生的な管理に努め、感染予防に必要な対応に努めます。また感染症蔓延防止にかかるマニュアルを作成し、従業者に対し定期的に研修を実施してまいります。

## 第19条 ハラスメント対策について

ムサシノ居宅介護は、適切な居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の尊厳が損なわれ、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化とその継続に取り組みます。ご利用者様等によるムサシノ居宅介護の従業者への身体的・精神的暴力やセクシャルハラスメントが確認された場合、ムサシノ居宅介護が継続してサービスを提供することが困難と判断し契約の解除等を行う場合があります。

## 第20条 秘密保持、個人情報の保護ならびに使用の範囲

1.ムサシノ居宅介護およびその従業者は、業務上知り得たご利用者様等の秘密および個人情報等について守秘義務を遵守いたします。

2.ムサシノ居宅介護およびその従業者は、正当な理由なく業務上知り得たご利用者様等の秘密および個人情報を開示いたしません。個人情報を利用する正当な理由は以下の通りです。

- (1)ムサシノ居宅介護が居宅介護支援サービスを提供するため
- (2)サービス担当者会議等、ご利用者様等へのサービス提供について他の事業所と連携するため
- (3)救急搬送等緊急時に救急隊や医療機関等へ情報提供を行うため
- (4)ご利用者様等へ弊社が提供するサービスをご案内するため
- (5)個人情報を特定できない形での統計データとしての利用
- (6)保険者や厚生労働省等の求めにより統計データの提出や地域ケア会議等の協力を行うため

ムサシノ介護から受けた個人情報の使用範囲について同意いたします。

年 月 日

ご利用者様 氏 名

---

家族、または代理人 氏 名

---

(続柄: )

## 第21条 オンラインモニタリングの実施

以下の要件を満たす場合、モニタリングをオンライン（テレビ電話等）で実施する場合があります。

- 1.オンラインモニタリングの実施について事前に利用者の同意を得ていること
- 2.サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること

- ・利用者の状態が安定していること
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること
- ・少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

ムサシノ介護が重要事項説明書に基づき、サービスの説明を行ったことに同意します。  
重要事項説明書の交付を証するため重要事項説明書を2通作成し、署名捺印の上ムサシノ介護、ご利用者様またはご家族様等が各1通をそれぞれ保管することに同意します。

年 月 日

所在地 〒190-1224

東京都西多摩郡瑞穂町南平2-53-11

法人名 株式会社ムサシノ介護

事業所の名称および所在地

〒208-0035

東京都武蔵村山市中原2-3-9-H

ムサシノ居宅介護

管理者 岩田 尚徳



年 月 日

ご利用者様 住 所

氏 名

印

家族、または代理人 住 所

(続柄: )

氏 名

印